



苅田町



苅田町カーボンニュートラル に資する設備投資等促進条例 に基づく奨励金のご案内

福岡県苅田町では、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」の実現に寄与し、低炭素で持続可能な産業の促進を図ることを目的に、苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例及び施行規則を制定し、本町においてカーボンニュートラルに資する設備投資等を行う事業者に対し奨励金を交付する制度を設け、企業誘致に積極的に取り組んでいます。カーボンニュートラルに向けた投資促進税制とも併用が可能ですので、是非、ご活用をご検討ください。

区分	カーボンニュートラルに資する設備投資事業者	再生可能エネルギー発電所の新設事業者
奨励金種別	設備投資促進奨励金	立地促進奨励金
対象地域	工業専用地域、工業地域、準工業地域、地区計画の区域	
対象条件	所有する土地に、カーボンニュートラルに資する設備の設置	土地の取得
対象業種	製造業	発電所
交付要件	カーボンニュートラルに資すると町長が認める次の設備投資に係る投下固定資産総額10億円以上 ①大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備 (※①、②いずれも償却資産に限る。)	投下固定資産総額10億円以上
交付額	交付要件を満たす償却資産に課される 固定資産税相当額 （1回限り）	家屋及び償却資産に課される 固定資産税相当額 （1回限り）
限度額	最大 1億5,000万円	

※操業開始前に指定の手続きが必要となります。

交付要件等、詳細についてはお問い合わせください。

※本奨励措置の対象となった設備投資等は、裏面の苅田町企業立地促進条例に基づく奨励金の対象にはなりません。

問い合わせ先

苅田町 交通商工課 商工・企業立地担当
〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1-19-1
TEL：093-434-1114 FAX：093-435-2101
HP：https://www.town.kanda.lg.jp/_1030/_4808/_6974.html

